公益財団法人東京しごと財団補助金交付要綱

平成１６年３月１８日付１５産労労就第９２３号
一部改正　平成２２年４月　１日付２１産労雇就第８３４号
一部改正　平成２３年４月　１日付２２産労雇就第８４１号
一部改正　平成２４年２月２２日付２３産労雇就第９３３号
一部改正　平成２４年３月２２日付２３産労雇就第１０００号
一部改正　平成２６年４月　１日付２５産労雇就第８９７号
一部改正　平成２７年４月　１日付２６産労雇就第９３３号
一部改正　平成２８年４月　１日付２７産労雇就第１０３３号

（通　　則）

第１　公益財団法人東京しごと財団補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）及びこれに基づく依命通達（昭和３７年１２月１１日付３７財主調発第２０号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第２　この補助金は、公益財団法人東京しごと財団（以下「補助事業者」という。）が東京都における雇用及び就業支援並びに東京の産業振興に必要な人材の育成を目的として実施する事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費を補助金として交付する。

（補助金の額）

第３　この補助金の算定額は、管理費及び事業費についてそれぞれ別表に掲げる経費の合算額とし、予算に定める額の範囲内において交付する。

（補助金の交付の申請）

第４　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別紙様式第１号による交付申請書を作成し、当該年度の事業計画、収支予算書及びその他知事が必要と認める書類を添えて知事に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５　知事は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第６　知事は、補助金の交付の決定に当たって当該交付の目的を達成するため、必要な条件を付するものとし、その条件を補助事業者に通知しなければならない。

（申請の撤回）

第７　補助事業者は、第５の規定による交付決定を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後１４日以内に申請の撤回をすることができる。

（変更承認等）
第８　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別紙様式第２号により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、第１号及び第２号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。
(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
(3) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）
第９　補助事業者は、補助事業の遂行状況について、各四半期最終日の翌々月１０日までに、別紙様式第３号により知事に実施状況を報告しなければならない。

（実績報告）
第 10　補助事業者は、補助金の交付の決定に係わる会計年度が終了したとき、又は第８第１項第３号の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、別紙様式第４号により４０日以内に知事に実績を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）
第 11　知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係わる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）
第 12　知事は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

（決定の取消し）
第 13　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
(3) その他、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）
第 14　知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係わる部分に関

し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第15　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別紙様式第５号により報告しなければならない。

２　前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 16　知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金の納付を命ずるものとする。

２　知事は、補助金の返還を命じた場合において、これを期限内に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第 17　補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（工作物、機械及び器具）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

（関係書類帳簿の整理保管）

第 18　補助事業者は、補助事業に係わる収入、支出その他の関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後５年間整理保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２４年２月２２日から施行する。

附則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表

補助区分	経費区分	事業及び経費		補助金の額
		事業	経費	
管理費	(1)人件費	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１８年法律第５０号。以下、「法」という。）第４４条の規定に基づき認定を受けた公益目的事業である「「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定されるシルバー人材センター事業など高年齢者のいきがいの充実及び社会参加の促進を図るために必要な事業」のうち次に掲げる事業 ア　運営に関する援助、育成等事業 イ　会員等能力開発事業 ウ　調査研究・情報提供・普及啓発事業	左記事業の実施及び運営に要する人件費のうち次に掲げる経費で知事が認めるもの ア　役員人件費 イ　職員等人件費	当該経費から国庫収入を除いた経費
		法第４４条の規定に基づき認定を受けた公益目的事業である「雇用・就業に関する相談、講習、能力開発等の事業、並びに、女性・高年齢者・障害者等の雇用・就業に関する個別支援事業」のうち次に掲げる事業 ア　障害者就業支援事業 イ　調査研究・情報提供・普及啓発事業	左記事業の実施及び運営に要する人件費のうち次に掲げる経費で知事が認めるもの ア　役員人件費 イ　職員等人件費	当該経費から国庫収入を除いた経費
		法第４４条の規定に基づき認定を受けた公益目的事業である「事業主に対する人材の確保・育成及び雇用環境の整備等の支援に関する事業」のうち次に掲げる事業 ア　雇用環境整備事業 イ　調査研究・情報提供・普及啓発事業	左記事業の実施及び運営に要する人件費のうち次に掲げる経費で知事が認めるもの ア　役員人件費 イ　職員等人件費	当該経費
	(2)管理運営費	上記「(1)人件費」に掲げる事業	左記事業の実施及び運営に要する管理運営費のうち次に掲げる経費で知事が認めるもの ア　福利厚生費 イ　理事会経費 ウ　消耗品費 エ　連絡用郵券 オ　事務所借上費 カ　その他事業に必要な管理運営費	当該経費
事業費	(1)高齢者就業推進事業費	シルバー向け人材開発コース シルバー向け人材開発コースの実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
		広域企画提案による就業機会の確保 広域企画提案による就業機会の確保の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
		人材情報バンクの整備 人材情報バンクの整備の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
		地域高齢者活躍推進事業（会員拡大支援事業） 地域高齢者活躍推進事業（会員拡大支援事業）の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
		安全就業パトロール指導員・適正就業指導員の配置 安全就業パトロール指導員・適正就業指導員の配置の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
		福祉・家事援助サービスの推進 福祉・家事援助サービスの推進の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
		シルバー人材センター労働者派遣事業の実施 シルバー人材センター労働者派遣事業の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
		シルバー人材センター連合事業 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第４４条に基づき設置するシルバー人材センター連合として実施するシルバー人材センターに対する支援の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費から国庫収入を除いた経費
	(2)心身障害者就業推進事業費	総合コーディネート事業 障害者の一般就労に向けた相談、普及啓発及び関係機関の総合調整の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
		東京ジョブコーチ支援事業 東京ジョブコーチによる障害者の職場定着支援の実施等に要する経費で知事が認める経費		当該経費
その他	その他	その他知事が必要と認める経費		知事が認める経費